
令和2年 第2回(定例)桂川町議会会議録(第3日)

令和2年6月17日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和2年6月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第20号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第21号 桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第23号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第24号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第25号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第26号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第27号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第20号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第21号 桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 議案第22号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第23号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第24号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第25号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 議案第26号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第27号 令和2年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 原中 政廣君 | 2番 | 林 英明君 |
| 3番 | 柴田 正彦君 | 4番 | 杉村 明彦君 |

5番 大塚 和佳君

6番 吉川紀代子君

7番 北原 裕丈君

8番 下川 康弘君

9番 竹本 慶吉君

10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	大屋 智久君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	山本 博君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（原中 政廣君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。8番、下川康弘君。

○議員（8番 下川 康弘君） 8番、下川でございます。通告書に従いまして、一般質問をしたのですが、今回はですね、他の議員さんもコロナ対策についてというのが一番多くてですね、かぶっている部分もたくさんございますので、端折って、ちょっと違う目線とかですね、違うこ

とから質問をしていきたいというふうに思っております。

まず1点目、中小企業事業継続支援事業についてですね。現時点での申請状況はどうなっているのかということをごすね、質問するんですが、まず、その前にごすね、今回のこの町の取組ごすね。昨日からいろいろ出ていまして、コロナ対策をどういうふうにされるんだろうということで、議会として4月20日に全員協議会を開いて、執行部、町長のお考えを聞きたいということで、23日に全員協議会、その中でいろいろ質問事項を出させていただいた。その結果が5月13日にごすね、町長のほうから、こういうふうに取り組んでいきたいという答えが出て、それも早い、遅いというのがあるかもしれませんが、その後の対応がごすね、すごく早かったなというふうに思います。

林議員もよく言われるんですけどごすね、よくいろんな方からごすね、お礼を言われるんですよ。「下川さん、ありがとうございました」って、「何がごすか」って、「いやいや、10万円がもう来まして」とか、「20万円頂きました」とかごすね、私たちがお礼言われても、それはもうね、役場の、町のしたことごすからということで答えているんですけども、すごく早かったなというのをつくづく感じております。いい決断をされたなというふうに思っております。

まず1点、先ほど聞きましたように、今現在ごすね、昨日、吉川議員も質問されていたごすか、この持続化給付金ごすね、これは今現在、昨日、大屋課長の答えがごすね、180件で、188件受付があつて120件の支払い済みと、6月11日現在ということだったごすか、昨日現在、もし分かればごすね、教えていただきたいなと思っております。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 御質問にお答えいたします。6月16日現在での申請受付件数は207件となっております。支払いにつきましては、6月11日までに120件の支払いを実施しており、6月18日に46件の支払いを予定しておるところでございます。残余につきましては、7月2日に34件を予定しており、その後は補正等の予算対応を行った上でお支払いをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 207件ごすね、今答えでごすね。ということは、一応、予算で200件分の予算を組んでいましたごすね、7件オーバーしたという形になると思っております。

それで、今日の新聞ごすけども、飯塚市ごすね、1,200件の予算組みをしていたのに2,100件の申込みがあつたということで、2億7,000万の追加補正を組むというのが今日、西日本に載っていたごすけども、ただごすね、これ飯塚市の場合、なぜ桂川町を私が褒めるかというごすね、桂川町の場合にはごすね、細かい条件がないごすね、あまり。飯塚市とかの

場合はですね、国、県の補助金、助成金をもらえた方という条件があります。これはですね、30%以下、15%以下じゃなくて30%以下なんです。それで、お金を借りれた方、国の融資を受けれた方となるとですね、ちゃんとした企業なんです。保証協会も通して、借りれる方には30万出しますよと。桂川の場合はですね、それが無いんですよ。一個人事業主であろうと出しますよということで、これはすごい本当決断だと思いますよ。

それで、桂川のほうでですね、ちっちゃな1人でやっている方とかですね、今のいろんな質問の中で、桂川町に事業所登録が380あると、これ商工会でそういうふうに見ています。ただですね、この中に、一人親方、1人で例えば大工さんをやっているとか、1人で左官をやっているとかいう人は含まれていないんですよ。この方まで入れると400ぐらいになります。そういう方でもですね、桂川町は対応できるんですよ。

ですから、税務署に申告はしていない。申告できないですね、1人だったら。多分、青色申告だとか、もしかしたら民商とかいう形になっているかもしれませんが、そういう方に対して、一応窓口を開いているということなんで、今、207件ということですが、多分、もう少し、6月末まで受付になっていますんで、もう少し出てこられるんじゃないかなというふうに思いますんで、そのときはですね、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

その次にですね、これは一般の事業者、小規模事業者とかですね、個人事業主に対してですが、農業関係者の方に対してはですね、一応、言葉的に出てきていないんですよ。農業関係者は、国、県の支援金は受けれるんですよ、農業関係者でも。多分、これは税務申告の中にですね、税務申告の中の事業欄の中に農業と営業という区分があります。私たち商売上の営業のほうに入る。農業のほうですね。税務申告されてある方、農業で法人とかですね、屋号つき、例えば、ファームカナダさんとかですね、名前出して失礼ですけど、もう完全な企業ですよ。それとか、農事法人とかいって、農業をしながらの法人化されているところもあると思います。そういったところはですね、対象になっているのかどうか、産業振興課の課長、お願ひしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 御質問にお答えいたします。本事業では、桂川町内の中小事業者を支援することを目的としておりますので、商工業に限りませんで、申請を受け付けております。当然、農業等も受け付けております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 受け付けてあるということですね。そうしたら、農業の方も、もう何件か申請されていると、それはよかったです。それが、農業でもやっぱりイチゴを作ったりとか、それを自分で販売してある方がおられますんで、それとか給食が休みになった。だ

から、給食の材料を入れれない。売上げがやっぱり落ちてる等々もやっぱりどうしても出てくると思うんです。だから、そういったところでもですね、産振課の窓口となると思いますんで、よろしく対応のほうをですね、お願いしたいというふうに思っております。

最後にですね、なるんですけども、一番最後にですね、ふるさと納税に返礼品の中にですね、地元の飲食店の食事券を入れれないかという質問を上げてたんですけど、これはですね、多分、入れているんですが、いかがですか、どう思われますか、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 御質問にお答えいたします。日本全国の桂川町外の方々から、桂川町を応援するために寄附していただくふるさと納税につきましては、そのお礼の品として、季節限定等の品もありますが、全体で37件の地元特産品をお送りさせていただいております。町内の飲食店が独自に発券する食事券の返礼品につきましては、他市町村において取扱いされてある事例もございますけれども、食事券の取扱いの注意点等を整備しながら、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） ということは、検討の余地はあるということでしょうかね。これはちょっとこれ確認したときにですね、食事券は駄目なのかなというのが後でいろいろ調べたらあったんですね、今の、桂川町商工会、青年部が提案してですね、町内の飲食店のテイクアウト情報というのをですね、6月の町報と同時にチラシをですね、全戸配布していただいております。そういうのは一応考えてやったんですけども、今度、食事券。半年間、食事券というのは、何か私が調べたら、半年しか猶予がないらしいんです。半年しか期限は切れないということなんで、半年間、今から、7月からやれば年末まで一応使えるんですね、食事券というのは。ですから、今、困ってあるところに、例えば、先に1万円分の食事券くださいとか言っというて、先払いですから、そうすればですね、どうにか方法があるのかな。どこのお店に行っても少しはお役に立てるのかなというのを。

これはですね、やっぱ、このふるさと納税ということになれば、役場、企画課、原中課長のとことタイアップせないかんとおもいますが、食事券だけであればですね、商工会とタイアップしてですね、チラシを作って、いろいろ方法があると思うんですね、私もこうやって言った以上は何か対策をしたいなというふうに思っております。

一応、質問の中はですね、全て終わったんですけども、ここで町長に最後にですね、このふるさと、コロナウイルスの感染というのはですね、まだまだ続きそうな、いつまで続くか先が見えていないということで、また、いろんな問題が出てくると思うんですね。そういう補助とかですね、そういったもの、心づもりといいますか、今の町長の今のお考えをちょっと聞かせていただ

きたいと思います。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。今、議員御指摘のように、今後、このコロナウイルス対策、いろんな形でどう変化していくのかわからないと思っています。特に、これから国内の感染者もそうですけれども、海外との人口の交流、こういったものも当然国として考えてくると思います。そういう対応を考えますと、状況は見えなわけですけれども、ただ、一つ言えますことは、とにかく桂川町内から感染者を出さないということに心がけること。そして、先ほどから出ていますいろんな支援策等につきましては、やはり迅速に対応していく必要があるということで、今回の場合につきましても、議員の皆様方にはですね、本当にいろいろな面で御協力をいただきました。今後、また具体的な取組を進めていく上においてはですね、また、いろいろと御相談することがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） ありがとうございます。そういうふうにはですね、昨日も町長の答えの中にですね、本当に困ってある方にいろんな手当をしたいという言葉が出ていましたんでですね、その対応のやり方、考え方でですね、対応していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） 3番、柴田正彦君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今回は、持ち時間が30分しかありませんので、事前に資料を用意しています。この資料を基にして質問します。

最初に、3月議会での私の一般質問に対しての検討結果についてお尋ねします。

3月時点で、4月から保育所では待機児童が出ることが明らかになっていました。保育士不足によるものです。保育士不足については、かねてより町としての対策をしていただきますよう何度もお願いしてきました。しかし、現実、4月から待機児童が出ました。これは、保護者の仕事保障、生活保障の面からもゆゆしき事態です。

一方、桂川幼稚園では、児童数はさらに減少することが明らかになっていました。3月議会での私の発言の時点では、資料1、①のような見込みでした。3歳児を見てください。土師保育所、23人に対して担任2、吉隈保育所、4歳児、28人に担任2、下、桂川幼稚園、4歳児、10人に2人。5歳児を見てください。土師保育所、27人に担任2、吉隈保育所、26人に担任2、桂川幼稚園、17人に担任2。明らかに幼稚園のほうに余力があります。いや、保育所が大変です。これでは平等とは言えない。だから、町内の保育所を希望されている保護者は多いんですよ。そして、幼稚園を希望されている保護者は実際少ない。そんな事実を述べて、保育士

不足のために待機児童が出ている保育所に比較的余力のある幼稚園から職員を異動させることができないのかという質問をしました。

井上町長は、そのとき次のように答えられました。資料の2ページです。

検討していく必要があると、そのように考えています。御承知のように、3月から4月にかけては、いわゆる人事異動の時期でもあります。職務体制を考えるときには、やはりそういった時期を逃せば、なかなか難しいところがありますので、そういう意味では、今年の4月から体制づくり、そういったことも含めて対応していきたいと思っています。

と答えていただきました。ということで、では、対応した結果、どうなったのか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。今、議員るる御指摘のとおりであると思っています。そしてまた、私自身も検討する必要があるとお答えしましたし、今現在もまたそのように思っております。

ただ、正直申し上げまして、やっぱり準備不足というのがありました。そのために、4月からの分に実現できなかったというのが率直なところであります。

方針としましては、今後ともこういった方向で検討はしていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は幼稚園の配置がおかしいとは思っていません。正しいと思っています。少ない人数に担任が2人ずつつく。さらに、園長と主任がいる。物すごい素晴らしい教育ができています。じゃ、一方の保育所はどうなんですか。同じ桂川町の幼稚園、保育所行きよる子、全部桂川の子供ですよ。そして、5歳児は、共に小学校に入学するんです。保育所しかやれない保護者もいるんです。保育所しか行けない子供もいるんです。だから、保育所をもっと充実してください、幼稚園のようにとっています。

教育の、保育の機会均等は行政の責務でしょう。そこを提起するのは議会の務め、責務と思っています。よろしくお願いします。

次の質問です。小学校の子供さんをお持ちの保護者は、学校が終わった後の受入れ先として学童を希望されています。多くいらっしゃいます。低学年で50%、2人に1人です。高学年では27%。そこで、見守りからいろいろな体験ができる、もっと充実した学童にしてはどうか。そのために、現在、子育て支援課の所管で、社会福祉協議会に委託している学童を、学校教育課の所管としてはどうでしょうかと質問しました。それに対して、井上町長は、資料1、②のように答えられました。「この件につきましては、一担当課のほうでは、判断はなかなかできにくいものがあると思います」そうですね。「学童の在り方については、これまでもいろんな

課題がございました。せっかく子供たちが長時間過ごすのであれば、そこでひとつ学力をつけるような取組はできないか」ということも以前言われてきたところですが。そういう意味からしまして、所管を変えてはという御提案でございます。

現在は社会福祉協議会に委託をしております。そういう制度上のことを踏まえまして、いろんな課題があります。ただ、基本的な部分といたしましては、やはり子供たちのためにできるよい環境づくり、それは私どもに求められる責務でありますので、教育委員会等とも十分協議しながら進めていきたいと思っております。質問します。

学童の所管を変えることについて、どのような協議が行われたのでしょうか、もしくは行われているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 御質問にお答えします。学童保育所に通う子供たちというのは、各小学校在籍の児童ということになりますから、学校教育と非常に関連が深いことであるというふうには認識をしております。

しかしながら、まずは、国の所管の問題であつたりとかいうところも踏まえまして、直ちに所管を変えていくということには、調整しなければならない課題がまだまだたくさんあるのではないかなというふうに思っております。

町内の子供たちが健やかに放課後を過ごすことができるためには、学校も含めたところで、関係部署というのが知恵を出し合いながら連携していくことが、今後、ますます必要であるというふうに思っております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 教育委員会は、実際に学童を所管しているところもあるはずですので、いろいろ調べてみてください。そして、本当に私が言ったのがいいのかどうか。いいならば、適時進めてください。駄目なら、こういう理由でおかしいんだということを指摘してください。9月でもう一度尋ねます。

3、次の質問です。湯の浦キャンプ場、弥山岳、ゆのうら体験の杜が一体となった企画をしたら、大きな取組ができ、町内外にもアピールでき、ゆのうら体験の杜も活用できるのじゃないか、これは社会教育委員会が出た意見ですが、そのために所管を1つの課とすることを提起しました。これに対して、原中企画財政課長は、「ただいま申されたとおり、各施設所管が企画財政下と社会教育課で異なっております。そのため、利用者の利便性や管理業務の効率化の観点から、一体管理は有効な方法であると判断しております」と答えられました。さて、3か月たちました。一体管理について、現在どのような論議があつているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 御質問にお答えいたします。条例上の管理、申込みの決済等につきましては、社会教育課で湯の浦キャンプ場については管理しておりますが、3月の一般質問でお答えしましたとおり、窓口対応の管理人の管理体制については、ゆのうら体験の杜と一体管理を行っております。なので、申込み等、こういった申込みに来られた対応については、一体的に職員が対応する体制を取っております。今年度に入りまして、新型コロナウイルス感染症対策で、ほとんど施設の利用は行っておりませんが、利用者にとって、一体的に利用申込みができるような体制を取っておりますので、利用の状況で問題点等が見えてきましたら、その都度、改善していきたいというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう何回も言われています。一体とした取組が要ると言っているわけです。そのためには、1つの管理にすべきでしょうと、1つの所管にすべきでしょうと言ったんですよ。受付部門、何も言っていない。取組の一体化について尋ねたんですが、そこは何も話し合われていないということですね。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 先ほど申しましたように、こういった一体的に窓口を、ゆのうら体験の杜の管理人さんのほうでやると、こういったところについては社会教育課の担当等と協議して、こういった体制を行いました。当然、元湯の浦キャンプ場でお勤めになってある方をちょっと退いていただいて、こういった体制を引いて、一体的に管理すると、ゆのうら体験の杜の運営についての申込み、利用についての申込み、キャンプ場についての申込みも、そういったところでお聞きするという体制をまず行ってみましょうということで実施しているところでございます。（「質問、前から言っていることで、時間止めてください。質問に答えられていません」と呼ぶ者あり）

○議長（原中 政廣君） 暫時休憩とします。

午前10時23分休憩

午前10時29分再開

○議長（原中 政廣君） それでは会議を開きます。

原中課長からの答弁から入ります。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） ただいまの柴田議員の御質問に対して、私の回答がちょっと誤解がありましたので、再度、御質問にお答えしたいと思います。

ただいまの3月議会での一体管理についてのその後の取組ということで、私のほうで、ゆのうら体験の杜の管理と一体的に窓口対応を行っている、ここで、もう一体管理の検討が完結する

というような、ちょっとそういった意味合いの回答を与えてしまいました。それについては申し訳ありませんでした。初期段階としてですね、こういった取組を行ったと、こういう状況を見て、問題点を捉えて、今後考えていきたいという状況でございますので、そういった回答で訂正させていただきます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） それじゃね、3月議会のことをもう少し詳しく丁寧に僕のほうが言っとけばよかったです、時間がないので、端折っちゃいました。申し訳ありません。だから、そういった答弁になったんだなど、今はわかりました。ではおわびします。

次に行きます。④駅南側についてですが、これは昨日、大塚議員が質問されました。ですから、私は端的にお聞きします。いつ、南側の説明を議員にさせていただけるのですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 昨日も申し上げましたように、現在、県を通じて国と協議中であります。この国との協議が終わればですね、早く速やかに説明ができるようにしたいと思っています。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） この件は、もともと12月の文教で課題となって、ちょっとおかしいんじゃないかというようなことが、もうそれから半年です。ちょっと質問ですが、唐突ですが、心配なんです、本当に3月建つんですか、完成するんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど申し上げますように、現在、協議中であります。状況によってはですね、いわゆる補助事業としての対応が難しいということになれば、その分は町の単独事業ということになりますので、そのことが認められれば、いわゆる来年の3月が完結ではなくて、それ以降についてもですね、計画を練り直していくということはあると思っております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 3月議会のときですけども、僕が質問したとこなんです、最初は計画になかった多目的スペースが観光交流センターになって、何か観光案内所になったと、これを尋ねたときに、井上町長は「おわびをいたします。統制が取れていませんでした」と言われました。さらに、「いずれにしましても、私どもは決して議員の皆さんに説明をしないということではございません。できるだけ早く情報としてはお伝えしたいと思っておりました」と言われました。ただですね、説明するする言うて、まだ確実に決まっていないから説明しないというのは、それは説明しないですよ。こういう理由で説明できないんだ、もしくは、こういう今状況ですよということを説明はできるでしょう。これは僕はすべきだったんじゃないかと思うんです。それも説明、広い意味で、最低それは要ったと思うんですが、今後、そこはよろしくお願いま

す。

なお、この件については、もう今日では時間がありませんので、9月議会でしっかり取り上げます。そして、できたら終わりにしたい。ずっとこの問題に関わり続けて時間が足りません。

では、2のところに入ります。4月23日の全員協議会の質問に対する検討結果です。

他の市町村では、新型コロナウイルス対策について施策がどんどん発表されているのに、桂川町ではやっていない。そこで、議員のほうから質問書を、質問を文書にして出し、答えてもらったのが4月23日、私も出しました。その中で検討中という答えがありましたので、どのようになったか質問しようと思っていました。

①については、昨日、総務課長のほうから答えがありました。給食センターの臨時職員には賃金の60%が支払われたとお聞きしました。健康教室の講師の方などはどうなったでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） ただいまの御質問にお答えします。今、議員申されましたように、臨時職員、給食センターに働かれる臨時職員9名の方に関しましては、これは労基法の適用によりまして、休業手当を支払わせていただいたところでございます。

今、言われました講師ですね。講師全般につきましては、今回、本町が打ち出しております独自支援策、そういったものの中には、残念ながら、今回含まれていないということでございますが、後ほどの私の回答の中でも、それお答えしようと思ってたんですけども、国、県が現在打ち出しております持続化給付金、あるいはその講師の方が在住されています市町村が独自で行っているような支援策ですね。そこは結構個人事業主、あるいはフリーランス、そういった方を対象にした給付金制度というものを結構設けてやられておりますので、そちらのほうでもし該当すれば活用していただければというようなふうにご考えておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町の独自は考えていないということですね。例えば、先ほどの中小企業に対しては、県や国、プラスアルファでしょう、もう、オーケーでしょう。だったら、同じようなことはしていいんじゃないですか。特にですね、この人たちというのは、やっぱり1度桂川から離れたら、なかなか講師が見つかりにくいと思うんですよ。やはりそこの手立てを次の補正なりでも考えていただけたらと思います。多分、②質問も併せて質問されたということになりますよね。

では、③に入ります。新型コロナウイルス対策のために、人材投入や課を越えての人材派遣が必要になるだろうと思っていました。それで質問したんです。人材の投入、移入はどうですかと言ったら、総務課長は4月23日時点ですが、特段の必要を感じていない。また、今後、国、県の事務委任があると忙しくなります。今後の状況を見ながらと答えられました。では、今の時点

で3か月、2か月たった時点で人材投入、移入は行われていないのでしょうか。行われているならばどんどころでしょうか、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 質問にお答えしたいと思います。これは、先ほどの雇い止めの説明とちょっと一部重複するかと思うんですけども、学校や社会教育施設等の休業等により、本来業務がなくなった職員、いわゆる会計年度職員の方たちを、コロナ対策のための業務に従事していただいたというところで、何とか外部からの人材の導入、あるいは移入の必要性を回避できたというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 具体的にはどんなことでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） これは、全員協議会、これが4月23日に行われておりますが、その後、4月末から5月になりまして、例の特別定額給付金の作業、あるいは全住民に対しての1人10枚のマスク給付、ああいった作業にですね、しっかりと従事していただいております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。ただ、マスクは何で今頃というのが僕の周りには多々寄せられました。

では、次の質問行きます。現在、小中学校の教職員は従来の仕事のほかに早朝の検温、いろいろなことがあるごとの手洗い指導、トイレ掃除、給食の準備や後片づけ、放課後の消毒などと、コロナ禍ゆえに絶対に必要はあるんだけど、本来業務ではない仕事をしています。仕事もしています。小さなお子さんを預かる保育所では、もっと厳しい状況があると思われま。

北九州市では、換気や消毒業務を行う学校業務補助員の措置を決め、順次配置してました。大体、6月いっぱい完了の予定と聞いていたんですが、多分、第2次、この感染によって計画は早まっていると思います。福岡市でも7月から福岡市立の全小中学校、特別支援学校、高校に消毒のための補助員を各校に1人措置するそうです。

初日の文教厚生委員会報告でも述べましたように、学校では児童生徒の感染予防は町民の健康に直結しているとの認識で取り組まれています。子供の感染は家族の感染につながるからです。多分、北九州、福岡市も同じ思いで措置をされているんだと思います。つきましては、桂川町でも保育所や学校での感染を防ぐため、また、教職員や保育士の健康を守るため、消毒を行う補助員の措置ができたかと考えています。いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○総務課長（山邊 久長君） 御質問にお答えしたいと思います。確かに、感染症対策の、今、言

われました消毒等については、言われました保育所、学校は大変な尽力を使っているという報告は各所属長から聞いてはおります。ただし、具体的にそういった人材の派遣を総務課のほうで手配を何かしてくれないか等の要請は現在のところあっていないというのが実情でございます。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 私のほうから学校関係の分についてお答えをさせていただきたいと思っております。現在、議員御指摘のとおり、各学校職員というのは新型コロナウイルスの感染防止対策として、言われたとおり、登校時の検温、そして下校後の教室内の消毒等を行っており、通常業務に加え、多忙を極めておるということについては認識をしております。

現在、国の第2次補正予算の対象事業の中に、学校再開後の人的支援事業、その中のスクールサポートスタッフの追加配置というのがございます。本町としても必要で事業であるというふうに捉えておりますので、先日、県からの予備調査が参りまして、配置希望の回答をさせていただいたところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 国が出した人数から見たら、町に1人くればいいぐらいの人数やったと思っています。もう一度、実際に考えてください。子供の感染は町民の多くの感染につながるということです。北九州の例を見ても分かると思います。

では次に入ります。総合計画についてです。第6次桂川町総合計画が作られますが、大事なものは第5次の総括です。総括はどのように行われてきたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 御質問に回答いたします。総合計画については、基本構想と呼ばれる10年間の町の将来像とまちづくりの基本理念を定めたものと、基本計画と言われる基本構想を実現するための5年間の中期的な計画を示したもので構成されています。また、総合計画のもとには20を超える各分野の個別計画として、子育て、福祉、環境等、具体的な具体策を実施計画として定められているところです。基本計画においては、5年ごとの計画策定の際に見直しを行っておりますが、現総合計画においては中長期的な将来像や理念を定めたもので、具体的な数値目標を定めておりませんので、事業評価等の作業は個別計画等の中で行っておるところが現状でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 桂川町自治基本条例、この中に総合計画ありますよね、第14条。この中にですね、第14条3項、町長は総合計画を実施するに当たっては、透明性を確保し、適切に進行管理を行うとともに、進捗状況を町民に公表しなければならないとあります。総括がないということは、これはできていないということですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 総括ということでございますけれども、基本計画においては、5年ごとに後期計画ということをお定めております。その段階で、そういう後期計画に当たる課題として、そういう総括と申しますか、次期計画についての評価をしていっているという、そういう状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） じゃ、これは今後書き直して、5年ごとに書くんですか。僕が読む限りは、折々になってしか読めませんでしたけど。疑問です。答えられますか、どうですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 総合計画については、現段階でいろんな作業が今からスタートしようとしています。住民アンケート等も今から実施して、10年前のアンケート、また、10年後の現在のアンケート、こういった資料も参考にしながら、どのように住民の満足度が変わってきたのか、こういった等も検討しながら、次期の策定に当たっていくということで、この総括という内容が、そういったところでも今後取り組んでいくということで考えておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 次からはしていったほうがいいとは思いますが、していないということですね。ちゃんと書いてありますんで、読んどってください。

次の質問ですが、総合計画というのは、僕は一番の柱と思っているんですが、この核になるべき総合計画ですが、②に入っています。出来上がっていないところもあるし、計画にないようにしていったこともあります。できていないことの例としては待機児童、総合計画には、保育所については入所希望児童が増加する状況を踏まえ、今後も待機児童が出ないような体制維持に努めます。10年前から書いてありますのに、今年は、待機児童は既に出ています。総合計画というのが、本当に皆さんの中に、私たちの中に入っているんですか。ないのに作っていった例が駅舎、ゆのうら体験の杜です。資料3の2を見てください。第5次桂川町総合計画には、75ページ、桂川駅周辺整備基本計画に基づき、自動化手法を検討し、段階的な整備を推進しますとあります。その周辺整備基本計画は、その下に載っています。この表を見てください。何と、駅舎は何も書いてない。自由通路経由としか書いてありません。もしこれで行くとなら1億9,100万で終わり。12億を超えるお金になりません。補助金がありますので、1億9,000万でも、多分1億以内で終わっていたはずですよ。

第5次、つまり5年後の基本計画、後期基本計画の中でも、41ページ、社会資本整備総合交付金を活用し、計画的な桂川駅周辺の整備を推進と、つまり桂川駅周辺しかないんです。僕が見

る限り、どこにもない。ついでに言えば、第、後期計画の19ページ、学校授業の一部、数日間を自然豊かな宿泊施設で実地、セカンドスクール、自然体験や共同生活体験を通じて豊かな感性、人間関係、自主性等を育成を図ります。

以上、総合計画にはないゆのうら体験の杜、駅舎がなぜ建設されるようになったのか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。まず、この総合計画についてですけれども、これは旧地方自治法で、その中で、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図る、そのことを目的として、この計画の作成が義務づけられていました。

私は、これは自分の勝手な解釈かもしれませんが、総合計画は、いわばまちづくりの羅針盤のような、そういう方向性を示すものだと考えています。現在の地方自治法には、この条文は今ありません。改正によってありませんが、これを継続する形で本町においては、先ほど御指摘の自治基本条例の中にその必要性をうたっているところであります。

議員御指摘の駅舎や、それからゆのうら体験の杜の建設について、明確な施設名、そういったものはこの総合計画の中には確かに示されておりません。しかしながら、その趣旨そのもの、それは計画に沿ったものであると思っています。

例えば、桂川駅に関して、実は、これは第5次だけではなくて、30年前の第3次、いわゆる平成3年3月に作成された総合計画の中には、桂川駅を公益性のある駅として、区画整理などにより利便性を向上させるとあります。また、20年前の平成13年3月の第4次総合計画では、都市基盤整備を進めるとともに、駅舎の橋上化や商業機能の集積等に努め、広域拠点機能の確保充実を図るとしています。また、ゆのうら体験の杜については、議員も先ほど申されましたけれども、第4次総合計画の後期計画、あるいは地方創生の総合計画の中に方針として示され、実施したものであります。

なお、先ほど申されましたように、総合計画が、その性格上、非常に広範囲にわたります。広範囲にわたりますので、実際に実現できるものと、やはり実現できないものが現実的に出てくるのは、これはもうやむを得ないことだと思っています。ただ、具体的にこの事業計画、あるいは予算、こういったものが実施に向けて示されるということにつきましては、やはり先ほど言いました事業計画及び予算計上がされた、そのことをもってより具体化されたと、そのような取組を進めているところであります。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 違った見方をしておりますが、また、今回、時間が足りませんので、またお願いします。今までの経過をもう一回教えてください。

では、総合計画についてなんですが、どのように第6次を作っていく予定ですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 御質問にお答えいたします。総合計画については、町民、議会、行政が共有し、全ての計画の基本となる総合計画を策定するものです。桂川町の各所管課長で構成する策定委員会を立ち上げるとともに、各課、ヒアリングを行うなど、現状の課題整理に取り組み、将来像を考えるための調査、情報収集、分析を図りながら、実効性のある新しい総合計画の素案作りを進めていきます。素案作りの中途においては、総合計画審議会に報告するとともに、御意見を頂きながら、内容を練り上げていきたいというふうに考えております。

また、計画の期間であります。基本構想は10年間、基本計画は5年間の計画を示すものとなっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 資料3、③、見てください。桂川町総合計画審議会の作成経緯です。これを見ると6回しか行われていない。多分、これ現実的には3回か4回しか十分な話し合いが行われなと思います。ちょっと短いような気がします。その下にですが、いや、むしろでもその1回が朝から晩までやっている可能性もありますので、確認します。総合計画をそれぞれ作った6回に、審議会6回行われていますが、それぞれにかかった時間が分かたら教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） かかった時間については、把握しておりません。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。分からんちゅうのが分かりました。

では、次、資料の8ページ、委員の名簿を見てください。全部で23人、これを見てあらっと思われた方もおると思います。僕も最初に思いました。壮年層、子育て層など若い層が非常に少ない。女性も少ない。先ほど紹介しました桂川町自治基本条例第13条、そこには、審議会等の委員構成について、男女の比率が著しく不均衡にならないようにとあります。みんなの計画にするためにも、第6次では青年層、子育て世代、女性をもっと委員としていただきますよう指摘しておきます。いずれにしろ、これ、今から作っていくんですから、よりみんなのものになるようにしていったらいいと思います。

先ほど課長が言われましたが、では、住民の意見はどのようにして聞いていくのか、どのように聞いていこうと考えられているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 御質問にお答えいたします。まず、全世帯を対象とした住民アンケート調査を行います。アンケート結果は、今後の政策、施策の成果指標に活用するとともに、年齢や性別と、暮らしの状況の違いを把握することにより、効果的な施策の検討を行っていきます。また、若い人たちの声を聞いていきたいと考えております。具体的に言うと、桂川中学校のこういった声等も聞いて、こういったものも総合政策に反映していきたいと考えております。全体としては、総合計画審議会の中で委員の皆様にご意見を賜り、作成された計画案につきましては、パブリックコメントをかけると、こういった手順で住民の声をお聞きするという対応を行ってきたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 若い層を聞くというのは非常に大事だと思っています。資料3の4を見てください。長崎県松浦市で1年半かけてつくられた総合計画の新聞記事です。つくられた現物はこれです。送っていただきました。全然違うでしょう。中はもっと違うんです。小学校の総合学習に使えるんじゃないというような中身でした。

新聞記事を読ませていただきます。「延べ数百人の市民が関わり、手に取って読める総合計画を目指したそうです」新聞の上段、「一般的な総合計画は、コンサルタント会社や自治体職員が案をつくり、有識者の審議会で決定する」今までの桂川もそうですよね。松浦市でもそうだったが、今回は型を破り、市民の対話でまちづくりの目標をまとめた。まず、住民基本台帳から無作為に抽出した90人、市民90人と、公募の40人、130人で未来会議を4回開催と、この10年のまちづくりでよかったこと、いまいちだったこと、まちづくりに私たちができることを少人数のグループで話し合った。さらに、地域別の未来会議を8回、子育てグループや企業、小学生などへのインタビューを41回重ね、市民を中心に構成した審議会で最終案をまとめた。

市民を中心にした構成、構成した審議会。この中には、先ほど中学生のアンケートを言われましたが、松浦市は小学生にもアンケートを取っているようです。それは、将来の彼らが主人公だから。

第1回未来会議から完成まで1年半、なぜこれほどの手間をかけたのか。初期に事務局を担った元市職員の川波さんが問題意識を持っていた。人口が減り続け、市民との協力は一層大事になっているのに、行政は市民の声を聞いているのだろうか。市民と行政の距離を縮めたかった。

下の段です。

硬い言葉で書かれ、市職員もあまり読まれない市役所の総合計画を市民の総合計画に変え、長い作成過程は、市民が話し合っまちづくりをする土壌を育むと考えた。市民も地域の未来像、課題について活発に意見を出した。審議会が予定した時間内に議論が収まらず、1泊の合宿をした。

下段の中央辺りです。

未来会議と審議会に参加した松浦高、高校3年の林さんは、市内の知らなかった地域の実情を知ることができた。地元への愛着が深まったようだ。

つまり、みんなでいろんな願い、課題出して、そこで練り合わせ、そしてこれをつくっていった。

ひょっとして、コンサルタント会社を中心になって、これで行きます、これで行きます、いいですか、いいですかってやったのと、この松浦市がつくった総合計画、結果としては同じになるかもしれません。しかし、中身がどれだけ住民のものに、いや、まず、執行部がどこまで理解できたのか、町職員、どこまで理解できたのか、議員はどこまで理解できて、町民はどこまで理解できているのか、それらを考えたときに、中身はもし同じかもしれん。同じじゃないかもしれませんが、同じだったとしても、松浦市のほうがみんなのものになり、この課題で進んでいくんだということは一致していくのではないのでしょうか。ぜひともですね、町民の意見を聞きながら、丁寧につくっていく。1年でかからんでもいいじゃないですか。松浦市は1年半かけています。10年の大計、ぜひとも丁寧にやっていただきますようお願いいたします。

では。

○議長（原中 政廣君） どこまで行く。よろしいですよ。

○議員（3番 柴田 正彦君） いいですか。

○議長（原中 政廣君） 5番まで行ってください。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、⑤です。資料3の⑤になります。私は、この町の将来は教育、保育にかかっている。早急に老朽した保育所、小学校、学童保育所をどのようにすべきか考えておく必要があると常々述べてきています。3月議会でその検討が始まっているのか尋ねたときに、井上町長は、「令和2年度は総合計画を策定する年であります。教育、保育も含めて、全体的な町の将来像というものを作っていくわけです。その中で協議をしていくということになります」と述べられ、「さらに、全体の構図の中で、その保育部門、教育部門というのが必要になってくると思います。全体の中で全て抱え込むのではなくて、個別の案件については、そういった状況に応じた捉え方といいますか、進め方をしていく必要があると、そういうことです」と述べられました。それは、その考え、私は大賛成です。しかし、それは前回の総合計画とは少し異なる考え方になるようにも思いますが、新しい進め方を考えてあるのだと理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。正直言って、何をもって新しいとするかというのは、なかなか難しいところがあると思いますが、そういう非常に町にとって、また、住民の

皆さんにとって重要と思われる案件についてはですね、それぞれやっぱり有効な方法を考えるべきだと思っています。先ほども言いますように、非常に多岐にわたっておりますので、全ての分野でそれが必要かと言えば、そうでもないところもあります。だから、重点課題といいますか、そういったものに対する取組というのは、おのずと変わってきてもいいと思っていますし、その具体的な内容については、これからお示しをしていくということになると思います。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（原中 政廣君） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分より再開します。暫時休憩。

午前11時02分休憩

午前11時13分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 4に入ります。

保育園への支援についてです。新型コロナウイルス対策支援として、町にある、桂川町にある私立保育園に対してどのような支援が行われたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 御質問にお答えいたします。

本町に所在します私立保育施設、善来寺保育園に対しまして、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の特例措置といたしまして、1保育施設に対し、50万円を上限に補助します保育環境等事業費補助金を交付いたしております。善来寺保育園では、当補助金を活用し、室内オゾン除菌機、自動消毒液噴霧器、消毒液等を購入されたということでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） あちらこちらのホームページを見てみますと、多く近隣の市町村では、私立保育園に対してかなり支援をされています。将来のことも考えて、桂川町の私立保育園に町として支援をするべきだと思われませんが、町長、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

正直申し上げまして、これまでも善来寺保育園、町内に1施設がありますので、保育園から

の要望もお聞きしてきましたし、またそれに応える形で、いろんな手立てを尽くしていると思っています。

将来にわたっても、その姿勢に変わりはないと思っています。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今までしていますので、これからもということで捉えておきます。では、5、小中学校での学習についてです。

暑さ対策なんですけど、子供に聞いても、教職員に聞いても、マスクをつけての授業は大変だということです。さらに、今回授業日数が足りないということで、夏休みを短くして、夏休みにも授業を行うようになっています。

暑さ対策は、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 御質問にお答えいたします。

今年度も、6月に入りまして連日真夏日を超え、先週には梅雨入りとなりまして、大変蒸し暑い日が続いておることも認識をしております。

学校環境としては、大変厳しい状況ではありますが、昨年度に設置をいただきました空調設備により、少しでも快適な教育環境改善に努めているところでございます。

ただ、今、議員も御指摘のとおり、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、教室内の密閉状態を防ぐため、エアコンを稼働させながらも、1時間ごとに学校内の窓を全開し、各教室内の空気を循環できるように努めているところでございます。

新型コロナウイルスの感染防止と、熱中症対策を一どきに行わなければならない状況において、子供たちには少しでも過ごしやすい環境で、学校生活を送らせていきたいというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 文科省も、教育課程の編成を考え始めているという話も聞いています。桂川町でも、大胆にその教育課程を見直して、より子供たちに学習ができるように対策を取ってください。

では、次の質問です。

小中学生へのタブレットの支給計画についてです。タブレットについては、昨日、大塚議員の質問で大体分かりました。もう一度、でも教えてください。今回の予算には小5、小6、中1ですが、その後も支給されるということを述べられたと思います。どのように、全員分が、いつ頃支給されていくのかということを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 御質問にお答えいたします。

まず、お断りしておきたいことは、文部科学省の施策でありますギガスクール構想の実現に向けて、本町で計画しております児童生徒へのタブレット端末配備についてでございますが、これはあくまでも学校備品でありますので、児童生徒に支給するものではないことを御理解ください。

それでは、タブレット端末の配備計画についてですが、本町におきましても、ギガスクール構想の実現に向けて、年次計画を立て、校内のネットワーク整備や、国が示しております小5、小6、中1の児童生徒への優先的配備に取り組んでいただいておりますが、今回のように新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための学校の臨時休業を機に、ギガスクール構想の実現構想が早まり、補助金給付が前倒しされることとなりまして、全児童生徒分を早急に配備する必要が生じました。

そこで、本町といたしましては、さきの3月議会におきまして、校内ネットワーク環境整備の補正予算の議決を既にいただいており、本6月議会におきましては、国が示しております小5、小6、中1児童生徒分の端末配備の補正予算の議決をお願いをしております。

また、今年度中には、残りの児童生徒分の端末配備のための予算措置をお願いすることとなります。

児童生徒用のタブレット端末が配備できましたら、あくまでも学校内での教育活動で活用すべきものというふうに考えておりますけれども、今後の状況によりまして、家庭でのオンラインによる学習の必要が生じた折には、必要とする児童生徒にはこのタブレット端末を貸出しをすることとも視野に入れております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私がお願いしたいことを、今言われました。僕は、中学校3年が非常に気になっていたんです。

タブレットを配備ですね、配備できた子供たちは家に帰って勉強できるけど、じゃあ桂川町、どうなるんだろう、第2次感染が来たとき。そうしたときに、中3だけはとにかく早く、オンライン学習ができるような準備、タブレットでできるようにしてやっとかんと、高校受験に間に合うんだろうか。今の状況で行くならいい。多分、2次、3次があり得るかもしれない。そうなったときに、早急に中3の分のタブレットだけは確保できるように、手立てを立てていただくようお願いします。

町の予算、組んでもいいやろうし、とりあえず、中1の分があるならそっちを優先的に、貸すだけでも、あつていいと思っておりますので、そこはお願いします。

なお、教師用のタブレットも必要があると思っておりますので、そういったところも今後、検討

ください。

一応、質問は、全てこれで終わります。

実は、かなり急いだんで聞きにくかったと思います。30分は短過ぎます。90分までは……、まず60分は欲しいですね。9月は60分、そして、できますれば今回カットした30分を付け加えて90分にさせていただければありがたい。しっかり勉強してきますので、よろしく願います。柴田、終わります。

○議長（原中 政廣君） 9番、竹本慶吉君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 通告書に従いまして質問をしたいところでありましてけれども、もう先の議員さんがそれぞれ、私の質問事項の内容のほとんどを質問されておりますので、私の気持ちとか、そういうものも交えた形で、若干質問をさせていただきたいと思います。

まずは、町自治体の職員の皆さん、関係者の皆さんは、急なコロナウイルスの対策に追われて、大変御苦労されたことと思っております。この中で、私のところにも先般、給付金が、まず最初は5月の13日ですかね、給付金の案内通知が来ました。翌日、たまたまもう、作業が終わって時間があつたんで、給付申請書の内容を書きまして、14日に返送いたしました。そうしますと、16、7日ぐらいでしたんですかね、今度、再度、町のほうから22日に送金いたしますという通知をいただいた。非常にこの間、先ほど下川委員長がおっしゃっていたように、迅速に対応していただいた。

ただ、残念なのは「アベノマスク」と言われているもので、これはまだ、その時点は影も形もありません。送金が終わった後、今月の初めぐらいだったんですかね、届いたのは。小さいマスクが、かわいらしく2つ入っておったということで、家族は残念ながら3人おりますので、2つじゃちょっと足りなかったんですけど、そういう状態で、非常に職員の方の御苦労というのは、大変なものがあったんだろうと思います。

そういう内容の中で、特に医療関係の方、それから先ほどから話に出ております保育士さん、そういう方々、それから介護ですね、関係に関わっておられる方々、それぞれの方には、私は一個人としても大変感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

その中で、1つちょっとお尋ねしたいんです。これ、担当者には質問通知をしていませんでしたんで、町長からよろしければ。体育館の中で、体操の先生か何かいらっしやって、器具関係を管理されている先生がいらっしやいますね。この方は、講師になるんですかね。どうなられるのか。この方たちの休業とか、その補償関係についてはどのようになったのかなということ、今まで説明聞いた中で、そういう個別のものについては報告がなかったようで、町長のほうでよろしいですか。

○議長（原中 政廣君） ちょっと待って。その今の案件は、通告されていますかね。されていない。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 今の案件は……。

○議長（原中 政廣君） 今回は答弁させますけれども、基本的に議運等で、通告内容に従って質問ということを基本的にやっていますんで、今回はさせますけど、次回からこの中身についてよろしくお願ひしたいと思います。原田課長。

○社会教育課長（原田 紀昭君） 御質問にお答えします。

現在のところ、まず、トレーニング室の器具指導につきましては、業務委託契約という形で行っております。それが休業、体育館、トレーニングジムは今のところ閉鎖しておりますので、それに対しての休業補償と、そういったものは今のところ行っておりません。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） いろいろと指導をされている立場でもありますし、長期間にわたってのことでもありますので、できればやっぱりそういう方たちにも幾ばくかの補助金か、そういうものも、補償というものも必要ではなかったのかなというふうに思います。

今後、そういう方向で進んでいくことができればと希望しておりますけれども、このウイルスは、今年の秋から、もう早速何か月後かには第2波、第3波と続いてくるという予想がされております。これが何年続くかは分からないというような、何とも不気味なウイルスでありまして、この対策に対してですけれども、やはり我々が身構えてできることと言えば、もう3密を行わない。要は3つの密を行わないということと、併せてやはり手洗いの励行といいますか、日本人の美德といいますか、そういうところからの内容もあるんでしょうが、そういうものを励行していけば、ある程度予防していけるのではないかなと、マスクのほうもかなり徹底されておるようですし、そういったことで私も含めて自重していきたいというふうに思っておりますが、町長のほうで何かこの、今後の対策とか、そういったものについてお考えがあればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思ひます。

コロナウイルス対策につきましては、もう本当にこれまで私どもが経験したことがない、歴史的な状況に遭遇している。そのように感じているところです。正直申し上げまして、このコロナウイルスの話題が出てきたときに、まさか学校が2か月、3か月休校になったり、あるいはオリンピック、パラリンピックが延期される。さらには、甲子園をはじめ、いろんな各種のスポーツ大会が軒並み中止になっていく。そういうような状況については、本当にもう想像できなかったことであると思っております。

そういった状況を何とか今、ようやく抜けようとしているわけですがけれども、これからの経済活動の復活についても容易ではない部分が多いと、そのように感じているところです。

しかし、何はともあれ、感染者数が少なくなってきたことは大きな成果だと思っております。第2波に警戒しながら、出口が見えてくることを期待しているところです。今後の対応策ということですが、状況はどのような状況になっていくのか、見当が付きません。基本的には、本町から2人目の感染者を出さないこと、そして早くコロナウイルスが終息するように、一人一人ができることをしっかり取り組んでいく。そのことが、この施策について重要なことであると、そのように認識をしているところです。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） ありがとうございます。できるだけ、私も早くこのウイルス問題が終息することを願っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、桂川駅舎建設の、特に進捗状況、ここ半年ほどこの件については触れたことがなかったかなというふうに思いますので、状況等について、担当課長のほうから説明できますか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

5月末時点におけます工事の進捗率は28.8%でございます。現在、駅施設の鉄骨の建設が始まり、駅舎やホームに降りるエレベーター等など、骨組みが構築中でございます。

また、駅南側の作業ヤードでは、自由通路の通路桁及び階段桁の組立てを行っているところです。

参考までに、自由通路のメインとなります線路上に架かる通路桁につきましては、6月の24日の深夜から25日の早朝にかけて、現場で架設する予定となっているところでございます。

工事の進捗については、工程どおり現在進んでおまして、来年3月末が工期となっておりますが、来年4月からの利用開始に向けて順調に進んでいるところでございます。

引き続き、近隣住民の皆様、駅利用の皆様につきましては、大変御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（9番 竹本 慶吉君） 今のところ、問題なく順調に進んでいるというふうに判断しているわけですね。で、来年の4月が何とか使用開始ということですね。

このことについては、もう特に問題がなければ、町長のほうの質問は取り下げさせていただきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。これで、一般質問を終わります。

日程第2 議案第20号

○議長（原中 政廣君） 会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

議案第20号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第20号町道路線の認定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回認定しようとする道路は、路線名、新茶屋土居線の1路線です。本路線は、現在、県道豆田稲築線として機能しておりますが、本年3月に開通した嘉徳総合高校から桂川町役場までの県道豆田稲築線土師工区の延伸部となる、役場から国道200号までの区間、九郎丸工区を福岡県が事業として着手する前提条件として、本路線を町道認定することが必要であります。

当委員会は、現地確認等を行い、町道路線として認定することが相当であると判断し、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第21号

○議長（原中 政廣君） 議案第21号桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第21号桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、法律の改正に伴う法律名の改正や、条項の整理が行われております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号桂川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第22号

○議長（原中 政廣君） 議案第22号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第22号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

本条例の改正は、新しい町営住宅、二反田団地B棟の建設予定地にある、既存の住宅32棟及び集会所1棟を解体しましたので、別表第1表のうち、該当する部分を削除するものであります。

当委員会は、現地にて解体状況等を確認し、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第23号

○議長（原中 政廣君） 議案第23号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第23号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国

民健康保険税の減免措置をするものです。

内容については、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が制定されているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方については、保険税の全額免除、また世帯の主たる生計維持者の事業収入が前年収入の3割以上減少し、所得額等の一定要件に該当する場合において、保険税を減額するものでございます。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第24号

○議長（原中 政廣君） 議案第24号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） この条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給するにあたり、その申請書の受付を桂川町で行うため、本条例の一部改正を行うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、令和2年4月1日に一部改正されたことに伴い、町の条例の一部を改正するものです。

具体的には、学童の支援員として、受講しなければならない研修を、福岡県知事、福岡市長、北九州市長に加え、久留米市長が行う研修も可とするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第26号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、11款地方交付税におきまして、財源調整による追加計上がなされています。

歳出予算におきましては、2款総務費で、議場放送設備移設委託料や、第6次総合計画住民アンケート調査について、調査対象件数を2,500件から6,200件に増やすため、郵送費の追加計上がなされております。

また、災害時避難所における間仕切りや床マットを購入するため、備品購入が計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託された審査結果の報告をします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、15款教育費国庫補助金では、児童生徒へのタ

タブレット端末整備支援である、公立学校情報機器整備事業費国庫補助金が計上されています。

16款教育費県補助金では、福岡学力アップ推進事業費県補助金、及び英語教育強化推進事業費県補助金の追加計上がなされています。

19款繰入金では、浄化槽修繕のための桂ヶ丘污水处理施設管理基金繰入金が計上されています。

歳出予算においては、4款民生費では、人事異動に伴う短時間勤務会計年度任用職員報償費、及び桂ヶ丘污水处理施設浄化槽脱臭ファン取替え修繕費の計上がなされています。

10款教育費においては、小学校5年生、6年生、中学校1年生を対象としたタブレット端末備品購入費や、桂川中学校において、英語教育強化推進講師報償費が計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件については、原案に全員賛成です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第27号令和2年度桂川町水道事業会計補正予

算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回の補正予算につきましては、当初予算の第3条に定めた、収益的収入及び支出において、支出の1款水道事業費用1項営業費用4目総係費の増額は、職員の休職による会計年度任用職員雇用に伴う関係経費によるものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。

よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号令和2年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

よって、令和2年第2回桂川町議会定例会を閉会といたします。

本日は、お疲れさまでした。

午前11時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員